

# 奈良市公報

号外第15号 令和4年1月規則等

令和4年10月21日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
1 14	1	奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	保育所・幼稚園課
1 14	2	奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則の一部を改正する規則	長寿福祉課
1 28	3	奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
1 7	11	奈良市公報第65号に掲載	公園緑地課
1 19	35	都市公園の供用開始	公園緑地課
1 19	36	奈良市公報第66号に掲載	公園緑地課
1 21	39	昭和51年奈良市告示第89号（金融機関の指定について）の一部改正	会計課

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
1 17	1	奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程	企業総務課

### 教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
1 19	1	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	教育政策課
1 19	2	奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	教育政策課

### 議 会

月 日	番号	件 名	主 管
1 4	1	奈良市議会傍聴規則及び奈良市議会常任委員会傍聴規則の一部を改正する規則	議会総務課

### 正 誤 表

正誤表

## 規 則

奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年1月14日

奈良市長 仲川 元 庸

### 奈良市規則第1号

奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年奈良市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「96時間」を「64時間」に改める。

別記第1号様式中「週24時間」を「週16時間」に、「月96～120時間」を「月64～120時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市子ども・子育て支援法施行細則第2条及び別記第1号様式の規定は、令和4年10月1日以後に開始される利用に係る教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定から適用し、同日前に開始された利用に係る教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども・子育て支援法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和4年1月14日揭示済）

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月14日

奈良市長 仲川 元 庸

### 奈良市規則第2号

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則（平成27年奈良市規則第94号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、おむつカバー」を削る。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条に次の1号を加える。

(7) その他市長が必要と認める介護用品

第10条及び別記第4号様式中「変更事項届出書」を「紙おむつ等支給変更事項届出書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則の規定は、令和4年4月分以後の紙おむつ等の支給について適用し、同年3月分までの紙おむつ等の支給については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則別記第4号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和4年1月14日揭示済）

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月28日

奈良市長 仲川 元 庸

### 奈良市規則第3号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「法第450条第2項」を「法第448条第2項」に改める。

別記第40号様式(その1)中

フリガナ		個人番号			
氏名		:	:	:	:

を

フリガナ		個人番号(マイナンバー)			
氏名		:	:	:	:

に、

雑	公的年金等	⑦									
	業務	⑧									
	その他	⑨									
	合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩									
総合譲渡・一時		⑪									
合計		⑫									

を

雑	公的年金等	⑦									
	業務	⑧									
	その他	⑨									
	合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩									
総合譲渡・一時		⑪									
合計		⑫									

に、

基礎控除	⑭										
⑬から⑭ までの計	⑮										
雑損控除	⑯										
医療費控除 (セルフメディケーション)	⑰										
合計 (⑮+⑯+⑰)	⑳										

を

基礎控除	⑭							0	0	0	0
⑬から⑭ までの計	⑮										
雑損控除	⑯										
医療費控除 (セルフメディケーション)	⑰										
合計 (⑮+⑯+⑰)	⑳										

に、

都道府県・市町村 (特例控除対象)	奈良県共同募金会 日本赤十字社奈良県支部 都道府県・市町村(特例控除対象以外)
----------------------	---

を

都道府県・市区町村 (特例控除対象)	奈良県共同募金会 日本赤十字社奈良県支部 都道府県・市区町村(特例控除対象以外)
-----------------------	--

に改め、

同様式(その2)を次のように改める。

(その2)

年度分 市民税 申告書 (分離課税等用)  
 県民税

フリガナ		生年月日	整理番号	
氏名			電話番号	
個人番号 (マイナンバー)				

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

1 収入金額	短期譲渡	一般分	円
		軽減分	
	長期譲渡	一般の譲渡	
		優良住宅地等に 係る譲渡	
		居住用財産の 譲渡	
		一般株式等の譲渡	
		上場株式等の譲渡	
		上場株式等の配当等	
	先物取引		
5 所得金額	短期譲渡	一般分	円
		軽減分	
	長期譲渡	一般の譲渡	
		優良住宅地等に 係る譲渡	
		居住用財産の 譲渡	
		一般株式等の譲渡	
		上場株式等の譲渡	
		上場株式等の配当等	
	先物取引		

この申告書（分離課税等用）は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種目			必要経費
	事業	譲渡	雑	円
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
			特例適用条文	

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る 負債の利子
	.	円	円
	.		
	.		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額 (A - B) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A 収入金額		B 必要経費		C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額 (A - B - C - D)
		円	円	円	円	円	円
退職	A 収入金額		勤続年数 (年 月 間)	普通障害 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害	B 退職所得控除額	C 差引 (A - B)	所得金額 (C × 1 / 2)
	円	円			円	円	円

別記第 52 号様式を次のように改める。

市民税 給与支払報告  
県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

(宛先)奈良市長	フリガナ	所在地 (住所)	〒	年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
	フリガナ	フリガナ			特別徴収義務者 指定番号		
	フリガナ	フリガナ			姓名番号		
	フリガナ	フリガナ			担連 当給	所属 氏名	
年 月 日提出	個人番号 又は法人番号	名称又は氏名			者先	電話	内線 ( )
					一人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右欄で記載		

  

給 与 所 得 者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由 <small>※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。</small>	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	個人番号						
	受給者番号						
	1月1日 現在の住所						
	奈良市						
	異動後の 住所						
		円	円	円			

  

①特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

(新 し い 勤 務 先)	特別徴収義務者 指定番号	法人番号	〒	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 (※新しい勤務先へお伝えください。)
	所在地 (住所)			
	フリガナ			
	名称又は氏名			
	担当 者 連 絡 先	所 属 氏 名	電 話	受給者番号
				納入書の要否 (郵便の場合のみ記載)
				右から 番号を 記入
				1. 必要 2. 不要

  

②一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理 由	1. 異動年月日が12月31日以前で、かつ、本人から一括徴収の申出があったため	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌10日納入期限分) で 納入します。
	2. 異動年月日が1月1日以降で、かつ、本人から特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

  

③普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (上記①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

理 由	1. 異動年月日が6月1日～12月31日で、かつ、本人からの申出がないため	※市 町 村 記 入 欄
	2. 異動年月日が1月1日～4月30日で、かつ、給与及び退職手当等から未徴収税額 (ウ) を一括徴収できないため	
	3. 死亡による退職であるため	

別記第 65 号様式中

市町村民税の特定寄附金税額控除額	円	円	を 」 に改める。 」
市町村民税の特定寄附金税額控除額	円	円	
税額控除超過額相当額の加算額	円	円	

附 則  
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第 65 号様式の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第 40 号様式及び第 52 号様式の規定は、令和 4 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則別記第 40 号様式、第 52 号様式及び第 65 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。  
(令和 4 年 1 月 28 日揭示済)

告 示

奈良市告示第 35 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号) 第 2 条の 2 及び都市公園法施行令 (昭和 31 年政令第 290 号) 第 9 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和4年1月19日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	区域	供用開始日
つむぎの小径	奈良市鶴舞東町657-19、-29、-41、 -43、学園朝日町587-11、656-54、 677-3	別紙図面のとおり（別紙図面は省略し、 奈良市都市整備部公園緑地課において一 般の縦覧に供します。）	令和4年 1月19日

(令和4年1月19日揭示済)

### 奈良市告示第39号

昭和51年奈良市告示第89号（金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和4年1月21日

奈良市長 仲川元庸

第2項中「株式会社 三井住友銀行  
三井住友信託銀行株式会社」を「株式会社 三井住友銀行」に改める。

(令和4年1月21日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市企業局管理規程第1号

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年1月17日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計規程（平成26年奈良市企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「第2号」を「前号」に改める。

第8条第2項第2号中「前2号」を「前号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業局会計規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(令和4年1月17日揭示済)

## 教 育 委 員 会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月19日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

### 奈良市教育委員会規則第1号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年奈良市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 職員（第15条—第18条）」を「第3節 職員（第15条—第18条）  
第4節 附属中学校（第18条の2—第18条の4）」に改める。

第2章に次の1節を加える。

第4節 附属中学校

(中高一貫教育)

第18条の2 奈良市立一条高等学校附属中学校(以下「附属中学校」という。)における教育は、法第71条の規定に基づき奈良市立一条高等学校(以下「高等学校」という。)における教育と一貫して施すとともに、教育課程を編成する際には学校間で協議を行うものとする。

(附属中学校における入学者選抜)

第18条の3 附属中学校の入学者選抜に関する基準及び定員は、委員会が別に定める。

(附属中学校への入学の許可)

第18条の4 規則第117条により準用する規則第110条の規定により、附属中学校の入学は校長が許可するものとする。

第20条に次の1項を加える。

2 高等学校の普通科において、規則第116条の規定に基づき、附属中学校に在籍する生徒にあつては入学者選抜を行わないものとする。ただし、校長が定める期限までに入学を志願しないものはこの限りではない。

第20条の次に次の1条を加える。

(中高一貫教育)

第20条の2 高等学校における教育は、法第71条の規定に基づき附属中学校における教育と一貫して施すとともに、教育課程を編成する際には学校間で協議を行うものとする。

第26条第1項第2号中「卒業証書台帳」を「卒業生台帳(幼稚園にあつては、修了証書台帳)」に、「ほう賞簿」を「褒賞簿」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式

第 号	年 月 日	小学校 (又は中学校) の課程を卒業したことを証します	校 印	卒 業 証 書
奈良市立〇〇小学校長(又は中学校長)氏名 印			氏	
			生 年 月 日	名

別記第11号様式中、「障害児学級」を「特別支援学級」に改める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第26条並びに別記第1号様式及び別記第11号様式の改正規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 奈良市立一条高等学校附属中学校における入学者選抜その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

(令和4年1月19日揭示済)

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月19日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

## 奈良市教育委員会規則第2号

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年奈良市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 施設(第32条—第36条)」を「第4節 施設(第32条—第34条)」に、「第37条・第5節 附属中学校(第35条—第35条の4)」に、「第37条・第

38条」を「第36条—第38条」に、「第39条」を「第38条の2」に、「第52条」を「第51条の3」に改める。

第35条を削る。

第2章に次の1節を加える。

第5節 附属中学校

(学期及び休業日)

第35条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、附属中学校の学期及び休業日は、第36条及び第37条の規定を準用する。

(附属中学校への転学)

第35条の2 附属中学校への転学は、認めないものとする。

(附属中学校からの転学及び退学)

第35条の3 附属中学校から転学又は退学しようとする者は、転学願又は退学願にその事由を付し、保護者と連署して校長に願い出なければならない。

2 校長は、転学者又は退学者があった場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。

(準用)

第35条の4 第46条の規定は、附属中学校に準用する。この場合において、「退学、停学、謹慎」とあるのは「退学」と読み替えるものとする。

第36条中「8月31日」を「8月24日」に、「9月1日」を「8月25日」に改める。

第37条第1項第3号中「8月31日」を「8月24日」に改める。

第3章第2節中第39条の前に次の1条を加える。

(教育課程の編成)

第38条の2 校長は、当年度において実施する教育課程を、学習指導要領の基準及び県委員会並びに委員会の指導計画に基づいて編成し、学年当初に委員会に届け出なければならない。

2 前項の教育課程には、少なくとも学年別教科科目、特別活動及び総合的な探究の時間の時間配当並びに教育指導の重点を明確にしなければならない。

第51条中「第11条」の次に「、第12条の2」を加える。

第4章中第52条の前に次の1条を加える。

(学期)

第51条の3 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで



第56条中「、第36条」を削る。

別記第11号様式中「奈良市立高等学校における授業料等に関する条例」を「奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例」に改める。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第38条の2並びに第51条及び別記第11号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(令和4年1月19日揭示済)

**議 会**

奈良市議会傍聴規則及び奈良市議会常任委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和4年1月4日

奈良市議会議長 土田敏郎

**奈良市議会規則第1号**

奈良市議会傍聴規則及び奈良市議会常任委員会傍聴規則の一部を改正する規則

(奈良市議会傍聴規則の一部改正)

第1条 奈良市議会傍聴規則(昭和49年奈良市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、氏名、年齢」を「及び氏名」に改める。

(奈良市議会常任委員会傍聴規則の一部改正)

第2条 奈良市議会常任委員会傍聴規則(平成23年奈良市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年1月4日揭示済)

**正 誤 表**

令和4年2月1日付け奈良市公報第65号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第16号に掲載	令和4年奈良市公報号外第15号に掲載

令和4年2月16日付け奈良市公報第66号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第16号に掲載	令和4年奈良市公報号外第15号に掲載